



# 第 939 号 ミニかわら版

令和 7 年 2 月 15 日  
(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 内閣府、「新公益法人制度に関する解説資料(随時更新予定)等を公表

令和7年1月10日、内閣府が運営する、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト(公益法人information)において、「新公益法人制度に関する解説資料を掲載しました(随時更新予定)」と公表されました。

令和7年4月から新公益法人制度が始まることに際し、今回の公益法人制度改革の趣旨や具体的な変更点(財務規律の柔軟化、行政手続の簡素化・合理化、透明性の向上等)についての資料を作成しましたとのことで、今後内閣府主催の説明会等で使用していく予定であり、また、適宜記載内容を充実させ、更新することを予定しています、としています。

公表された「新しい公益法人制度説明資料」は60頁の資料で、その内容は次のとおりです。

### 1. 2024年公益法人制度改革とは？

#### 2. 新制度で何が変わるのか？

- ・財務規律の柔軟化・明確化等  
(収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
- ・行政手続の簡素化・合理化  
(変更手続の見直し、申請手続・処理の見直し)
- ・透明性の向上、自律的ガバナンスの充実  
(区分経理の原則化、情報開示の拡充)  
(ガバナンスに関する見直し、行政による事後チェック)
- ・定期提出書類の切り替わりについて
- ・公益法人会計基準の見直しについて

公表された資料はこちらからご確認いただけます。

「新しい公益法人制度説明資料(内閣府 公益認定等委員会事務局)」2025年1月10日

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/20250110kaisetsu.pdf>

